

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成28年6月23日

和歌山県知事 殿



提出者
 住 所 大阪府大阪市住之江区南港東3丁目3番76号
 氏 名 株式会社 信和 代表取締役 澤 育彦
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 06-6612-0371

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| | |
|---------|----------------------|
| 事業場の名称 | 和歌山県管轄内事業所 |
| 事業場の所在地 | 和歌山県管轄区域内 |
| 計画期間 | 平成28年4月1日～平成29年3月31日 |

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

| | |
|------------------|----------|
| ① 事業の種類 | 06 総合工事業 |
| ② 事業の規模 | 10,000万 |
| ③ 従業員数 | 45人 |
| ④ 産業廃棄物の一連の処理の工程 | 別紙のとおり |

| 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 | | | |
|-----------------------|--|-------|---|
| (管理体制図) 別紙管理体制図の通り | | | |
| 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（平成27年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 別紙の通り | |
| | 排出量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) 特になし。 | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 別紙の通り | |
| | 排出量 | t | t |
| | (今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。 受注によって大きく左右されるが、発生する廃棄物を予測し適切に分別を行い処理する。 | | |
| 産業廃棄物の分別に関する事項 | | | |
| ①現状 | (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 石綿含有廃棄物、金属くず等は 他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。 | | |
| ②計画 | (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え、がれき類等についても、 他の廃棄物に混入しない様に確実に分別、保管を実施。 | | |

| 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 | | | |
|----------------------|-----------------------------|-------|---|
| ① 状 | 【前年度（平成27年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 別紙の通り | |
| | 自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) 特に実施していない。 | | |
| ② 画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 別紙の通り | |
| | 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 | t | t |
| | (今後実施する予定の取組) 実施予定なし。 | | |
| 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（平成27年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 別紙の通り | |
| | 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 | t | t |
| | 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) 特に実施していない。 | | |
| ③ 画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 別紙の通り | |
| | 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 | t | t |
| | 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 | t | t |
| | (今後実施する予定の取組) 実施予定なし。 | | |

| 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 | | | |
|------------------------------|--|--------|---|
| ①現状 | 【前年度（平成27年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 別紙の通り | |
| | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) 特に実施していない。 | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 別紙の通り | |
| | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 | t | t |
| | (今後実施する予定の取組) 実施予定なし。 | | |
| 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（平成27年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 別紙の通り | |
| | 全処理委託量 | 3822 t | t |
| | 優良認定処理業者への処理委託量 | 3822 t | t |
| | 再生利用業者への処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者への処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | t | t |
| | (これまでに実施した取組) 優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される処理施設の維持管理情報等を活用する。 再生利用が不可能な廃棄物について、熱利用を推進。 | | |

| | | | |
|--|-----------------------------------|--------|---|
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 別紙の通り | |
| | 全処理委託量 | 8272 t | t |
| | 優良認定処理業者への 処理委託量 | 8272 t | t |
| | 再生利用業者への 処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者への 処理委託量 | t | t |
| | 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 | t | t |
| <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまで実施した取り組みを継続する。 優良産業廃棄物処理業者や再生利用業者等に関する情報、公開される 処理施設の維持管理情報等を取得する。 再生利用が不可能な廃棄物について、熱利用を推進し、委託先につい て利用可能なルートを模索し拡大する。</p> | | | |
| ※事務処理欄 | | | |

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

| 産業廃棄物の種類 | 目標値実績値 | | 目標値実績値 | | 目標値実績値 | | 目標値実績値 | | 目標値実績値 | | 目標値実績値 | | 目標値実績値 | |
|-------------------------|--------|------|--------|-------|--------|-----|--------|-------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 管理型混合廃棄物 | 150t | 124t | 1000t | 1070t | 10t | 22t | 7000t | 2500t | 100t | 99t | 10t | 5t | 2t | 2t |
| 出量 | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t |
| 自ら再生利用する量 | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t |
| 自ら熱回収する量 | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t |
| 自ら中間処理する量 | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t |
| 自ら埋立処分又は焼却する量 | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t | 0t |
| 自海外処理委託量 | 150t | 124t | 1000t | 1070t | 10t | 22t | 7000t | 2500t | 100t | 99t | 10t | 5t | 2t | 2t |
| 優良処理委託量 | 150t | 124t | 1000t | 1070t | 10t | 22t | 7000t | 2500t | 100t | 99t | 10t | 5t | 2t | 2t |
| 再生利用業者へ委託量 | | | | | | | | | | | | | | |
| 認定熱回収業者へ委託量 | | | | | | | | | | | | | | |
| 認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者へ委託量 | | | | | | | | | | | | | | |

廃アルカリ

廃油

がれき類

汚泥

ガラスくず等

管理型混合廃棄物

出量

自ら再生利用する量

自ら熱回収する量

自ら中間処理する量

自ら埋立処分又は焼却する量

自海外処理委託量

優良処理委託量

再生利用業者へ委託量

認定熱回収業者へ委託量

認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者へ委託量

廃アルカリ

廃油

がれき類

汚泥

ガラスくず等

管理型混合廃棄物

出量

自ら再生利用する量

自ら熱回収する量

自ら中間処理する量

自ら埋立処分又は焼却する量

自海外処理委託量

優良処理委託量

再生利用業者へ委託量

認定熱回収業者へ委託量

認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者へ委託量

特管(有害)廃石綿等

④産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・廃油→再生処理業者に委託して、再生製品化、補助燃料として再資源化
- ・廃プラスチック→再生処理業者に委託して、固形燃料化、再生資材原料として再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して、チップ（合材用、燃料用）として再資源化
- ・繊維屑→再生処理業者に委託して、固形燃料化、再生資材原料として再資源化
- ・廃石膏ボード→再生処理業者に委託して紙くず、石膏と分別し固形燃料化、再生資材原料として再資源化
- ・そのたがれき類→再生処理業者に委託して再生資材原料として再資源化
- ・がれき類（コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、再生碎石として再資源化
- ・がれき類（アスファルト・コンクリート塊）→再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化
- ・混合廃棄物→中間処理業者に委託し分別処理、それぞれの品目毎に再生処理。固形燃料化、再生資材原料として再資源化
- ・がれき類（石綿含有廃棄物）→安定型処分場にて埋め立て処理。
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物）→安定型並び管理型処分場にて埋め立て処理。

廃棄物処理に関する管理体制

| | | |
|-------|--------------------------|---|
| 統括責任者 | 所属：本社 | 役職：統合管理責任者 |
| 廃棄物担当 | 組織名：EQMS管理室 | 組織人数：17人 |
| 役割 | EQMS管理室 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 ○ 廃棄物発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・ 委員長：事業部長 ・ 委員：各部署員 ・ 事務局：EQMS管理室 |
| | 統合管理責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物管理規定の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 |
| | 環境委員長 建設事業部長 (工事長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、剪定及び管理 ○ 委託契約書の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付、管理 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社印、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他関係する事項 |

廃棄物管理組織図



